

「津久井やまゆり園」 重度障害者殺傷事件から2年

「どんな社会をめざすべきか」

人は存在することに意味がある

だれもが生き残れる社会のため

相模原市の障害者施設「津久井やまゆり園」で、重度障害のある入所者19人が殺害された事件から2年が過ぎました。旧優生保護法の下での強制不妊手術問題や、LGBT（性的少数者）に対する自民党の杉田水脈衆院議員の暴言などが相次いでいます。こうした問題を克服するために私たちはどんな社会をめざすべきか。

「しんぶん赤旗」に掲載された、全盲と全ろうの重複障害がある福島智（ふくしま さとし）東京大学先端科学技術研究センター教授（バリアフリー分野）の記事の一部を紹介します。



権力によって“正しい”として不妊手術が実施される中で、被害者は体を傷つけられ、尊厳が奪われたのです。

私たちは戦後の憲法の下でも、そうした社会をつくってしまったのです。私たちは国民の責任として、絶えず、法律の中身を憲法に照らしてチェックすべきです。

自民党の杉田水脈衆院議員が、LGBTカップルに関して「彼ら彼女らは子供をつくらない、つまり『生産性』がないのです。そこに税金を投入することが果たしていいのかどうか」とした言葉はきわめて問題です。差別意識が重なっています。

「将来の労働生産性」の向上に貢献という意味で「生産性」という言葉を使っているのだとすれば、人間の存在価値を「労働生産性」という尺度で数直線的にとらえる、きわめて視野狭窄的な発想の持ち主と言わざるをえません。

「やまゆり園」の事件で、ネットでは被告を賞賛する書き込みが多数あったといいます。今の社会に、経済発展に役に立たない人間は意味がないんだという考え方がしみ込んでいます。

人は人として存在することに意味があります。たまたま今の労働市場であまり経済価値を生み出していないように思えても、人はもっと深く豊かなつながりで、多くの人の存在

◇福島さんは、1962年生まれ。18歳で全盲ろうとなりました。東京大学先端科学技術研究センター教授。全国盲ろう者協会理事。著書に『僕のいのちは言葉とともにある』『生きたかった 相模原障害者殺傷事件が問いかけるもの』（共著）などがあります。

私は事件直後から、元職員が犯行に及んだ根底に優生思想とヘイトクライム（憎悪犯罪）があると語ってきました。

一方、今年に入り、被害者が国に謝罪と補償を求めて提訴したことで、旧優生保護法（1948～96年）下での強制不妊手術が表面化しました。

この件は、加害者が法律だという恐ろしさ。

と結びつく可能性があります。

そうした人の存在の意味を根底で支えている私たちの心のネットワークを分断し、一人ひとりバラバラにして、労働生産性で計測してしまうという発想は、優生思想と同根です。優生思想を克服するのは難しく、簡単に答えはみつきりません。

私は見えなくて聞こえません。宇宙空間がすぐ近くにあるような感覚です。誰かと手をつなげばコミュニケーションをとれるけど、離してしまえば1人になってしまう。

宇宙の中で私たちが生まれた意味を考えさせられます。地球は46億年前に出現しました。人類の誕生は700万年前にさかのぼるとされています。

ヒトが生まれたことがどれだけ奇跡的かを考えると、重度の障害があり労働生産能力がないように見える人と、バリバリ働き優れた頭脳がある人との違いはどれだけあるのでしょうか。

経済性や生産性を重視する社会は、障害者だけでなく労働者や子どもも生きづらい社会です。成績で序列化され、人間扱いされない子どもたち。労働者は生産性が重視され、成果がでなければ、価値がないとされてしまう。

「障害者なんていなくていい」というシンプルな論理で障害者を排除し、障害者がいなくなった社会ができれば、その中で相対的な“障害者”が出てきます。ごく一握りのエリートだけが残る社会にならざるをえません。これでは、社会を崩壊させてしまいます。

防ぐには一つしかありません。全員が生き残れる社会をめざすことです。そのためには憲法を私たちの暮らしの中で生かしていくことが重要です。



「障害者手帳を取得する」 ことで様々なサービスを受け ることができます

障害者には、医療や福祉などの制度が設けられていますが、とくに、障害者手帳を取得することで、様々な援助やサービスを受けることができます。

障害者手帳は、障害の区分に応じて、下記表のいずれかが交付されます。

障害の区分と手帳の種類・対象者

障害の区分	障害者手帳の種類	対象者のあらし
身体障害	身体障害者手帳	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・免疫機能に障害のある方
知的障害	療育手帳	知的障害のある方
精神障害	精神障害者保健福祉手帳	精神障害のため、生活への制約がある方 ※認知症も程度により交付されます

障害者手帳により受けられる主な施策

項目	身体障害	知的障害	精神障害	備考
医療費の助成	○	○	○	障害者医療費助成制度
手当・年金	○	○	○	特別障害者手当など
所得税・県市民税の控除	○	○	○	
自動車税などの減免	○	○	○	
補装用具の支給	○			車いす、補聴器など
日常生活用具の給付	○	○	○	特殊寝台、特殊マットなど
公共交通機関の割引	○	○	△	
有料道路通行料の割引	○	○		
NHK受信料の免除・割引	○	○	○	
携帯電話料金の割引	○	○	○	

※障害の程度、所得、お住まいの市区町村によって、受けられる対象が異なります。

△印：市町村独自の制度

＜申請＞

申請は、区役所で行います。

身体障害は指定医の診断書、精神障害は手帳用診断書または障害年金証書の写しが必要です。